

戸籍届書等の紛失及び誤廃棄について

1 南区戸籍課における婚姻届等の紛失

(1) 紛失の内容

婚姻届 1 件及び戸籍全部事項証明書（謄本） 2 件

(2) 経過

各区戸籍課では、受理した婚姻届や出生届等の戸籍届書のうち、本籍地が区外の方の戸籍届書原本は本籍地の市町村へ送付するとともに、その写しを保存することになっています。

平成 25 年 7 月 7 日（日）に神奈川区戸籍課において受理した婚姻届及びそれに添付された戸籍全部事項証明書（謄本）が、南区を本籍地とするものであったため、南区戸籍課へ送付し、南区において戸籍簿を作成処理後、保管場所から見当たらなくなりました。

捜索を行いましたが発見できないことから、他の書類とともに誤って裁断処理してしまった可能性が高いと考えております。

(3) 再発防止策

- ・各作業工程での戸籍届書数の確認、記録の徹底
- ・書類裁断処理の担当制と内容確認の徹底

2 神奈川区戸籍課における保存期間内の戸籍届書（写し）の誤廃棄

(1) 誤廃棄の内容

平成 24 年 4 月～12 月に受理した、本籍地が神奈川区以外の方の戸籍届書（写し） 1,748 件（保存期間：平成 25 年度末まで）

(2) 経過

各区戸籍課では、受理した婚姻届や出生届等の戸籍届書のうち、本籍地が区外の方の戸籍届書原本は本籍地の市町村へ送付するとともに、その写しを保存することになっています。写しは翌年度末まで保存することになっており、戸籍届出をした方から届書記載事項証明書の請求があった場合に使用します。

平成 25 年 9 月 3 日（火）神奈川区戸籍課に届書記載事項証明書の請求があり、該当の戸籍届書（写し）が見当たらないため、捜索を行うとともに職員への確認を行いました。その結果、7 月 10 日に行われた機密文書の廃棄の際に、保存期間が 25 年度末までである戸籍届書（写し）を誤って廃棄処理していたことが判明しました。

なお、誤って廃棄した戸籍届書（写し）に関する戸籍簿への記載は、すべて本籍地の市町村で行われており、支障はありません。

(3) 再発防止策

文書廃棄時における複数職員での照合作業の徹底

3 市民局としての対応

これまで事務処理ミス防止の観点から、各区に対しダブルチェックの徹底等による確実な点検、確認の指示などを行ってきましたが、今回の事案について情報共有を行うとともに、各区の事務処理状況を再点検するなど再発防止に努めてまいります。